

市長会見の項目（概要）

と き：令和3年4月30日（金） 14：00～

ところ：市政記者室

■タイトル 緊急事態措置(令和3年4月25日から5月11日)に伴い酒類提供飲食店及び酒類販売事業者を支援します

<担当：経済戦略局産業振興部産業振興課（経済振興）電話：06-6615-3718>

<担当：経済戦略局産業振興部産業振興課（地域経済戦略）電話：06-6615-3756>

【フリップあり】

- ◆ 緊急事態宣言の発令を受けて、酒類を提供する飲食店は休業、提供しない飲食店は夜8時までの営業を大阪府から要請されている。
- ◆ そのため、酒類提供を主として営業している飲食店（居酒屋等）の経営は、一層厳しい状況となることから、一定規模以上の酒類提供飲食店に対して、大阪府が支給する協力金への上乗せを本市独自で実施する。
- ◆ 支給対象は、酒類提供を主として営業し、売上に占めるお酒の割合が20%以上で、売上日額が10万円を超える大阪市内の店舗である。
- ◆ 支給金額は、売上の10%相当にあたる日額1万円から最大2万5千円とする。
- ◆ 大阪府の協力金とあわせて、売上の50%相当を支援していく。
- ◆ 酒類の提供を主として営業する店舗を対象とするため、申請には、売上台帳や仕入表などの売上に占めるお酒の割合がわかる書類が必要であり、緊急事態宣言措置期間中にご準備いただきたい。

- ◆ また、特に飲食店等に酒類を販売する事業者への影響も大きいと想定されることから、酒類販売事業者に対する支援金を支給する。
- ◆ 支給対象は、飲食店等に酒類を販売する大阪市内の酒類販売事業者とする。
- ◆ 支給要件は、緊急事態措置等の影響による売上減少により、国にて給付予定の月次支援金等の給付を受けていることなどとし、国の給付通知書を提出書類とすることなどを想定している。
- ◆ 支給金額は、一律、中小法人等10万円、個人事業者等5万円とし、事業者単位で支給する。
- ◆ 申請方法や受付開始日など、詳細は、後日ホームページでお知らせする。